

～第4種踏切道において発生した、列車とハンドル形電動車椅子との衝突による死亡事故～

鉄道事業者名：WILLER TRAINS株式会社

事故種類：踏切障害事故

発生日時：令和5年4月10日 8時53分ごろ

発生場所：京都府舞鶴市

宮津線 四所駅～西舞鶴駅間（単線）

下由里踏切道

（第4種踏切道：踏切遮断機及び踏切警報機なし）

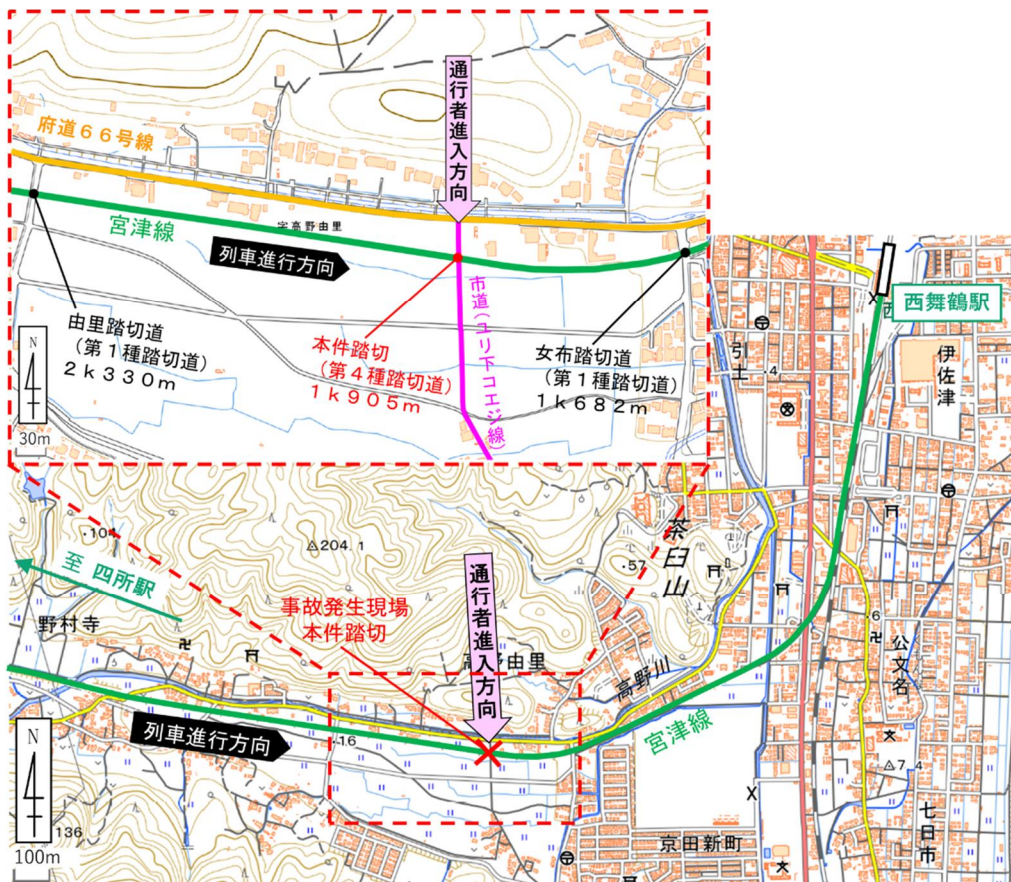
西舞鶴駅起点1k905m付近

## <概要>

WILLER TRAINS株式会社の宮津線豊岡駅発西舞鶴駅行き上り普通第218D列車の運転士は、令和5年4月10日（月）、四所駅～西舞鶴駅間を速度約70km/hで走行中、下由里踏切道（第4種踏切道）の手前で左側から同踏切道に進入してくるハンドル形電動車椅子に乗った通行者を認めたため、非常ブレーキを使用するとともに気笛を吹鳴したが、同列車は同通行者と衝突した。

この事故により、同通行者が死亡した。

## <本事故発生場所周辺図>



※ この図は、国土地理院の地理院地図（電子国土Web）を使用して作成した。

< 下由里踏切道の状況 >



< 同通行者進入側から見た  
接近する上り列車の見通し状況 >



踏切警標の横で高さ約1.2mの位置から確認

< 原因 >

本事故は、踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道である下由里踏切道に列車が接近している状況において、ハンドル形電動車椅子（シニアカー）に乗った通行者が同踏切道に左側から進入したため、列車と衝突したことにより発生したものと推定される。

列車が接近している状況において同通行者が同踏切道に進入したことについては、同通行者は同踏切道に進入する際には列車の接近に気付いていなかった可能性が考えられ、その理由として、同通行者が踏切警標付近において一時停止せず、安全確認を行っていなかった可能性が考えられるが、同通行者が死亡しているため詳細を明らかにすることはできなかった。

< 再発防止のために望まれる事項 >

踏切遮断機及び踏切警報機が設けられていない第4種踏切道は、安全性を向上させるために踏切道を廃止することが望ましく、廃止できない場合は踏切保安設備を整備（第1種踏切道へ格上げ）するべきである。下由里踏切道では平成16年にも死亡事故が発生していること、迂回路となり得る第1種踏切道があることから、鉄道事業者及び道路管理者は、安全性を向上させるために、同踏切道を廃止するべきであり、廃止できない場合は第1種踏切道へ格上げするべきである。したがって、鉄道事業者及び道路管理者は、踏切利用者及び地域住民等の理解や協力が得られるよう努め、早期に方針を定めて、具体的な安全対策を講じる必要がある。

また、具体的な安全対策が講じられるまでの間、鉄道事業者及び道路管理者は、同踏切道の利用者に対して、迂回路となり得る第1種踏切道を積極的に利用するよう働きかけることや、注意喚起看板や停止線を設ける等の安全対策を推進することが望まれる。さらに、本事故は、通行者が一時停止せず、安全確認を行っていなかった可能性が考えられることから、踏切を横断する際に確実に安全確認が行われるよう、鉄道事業者及び道路管理者は、踏切通行者に対して安全意識の向上に向けた取組を行うことが望ましい。

[詳細は、運輸安全委員会ホームページ \(https://www.mlit.go.jp/jtsb\) より、  
鉄道事故調査報告書をご覧ください。](https://www.mlit.go.jp/jtsb)